

ID Federationサービス利用規約 【現改比較表】 2022年11月24日現在

～2022年12月25日

2022年12月26日～

(料金)

第12条 本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(料金)

第12条 本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 物価の上昇、電気料金等の経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正、提携事業者と当社間の契約条件の変更その他の事由等により契約金額が不相当となった場合、当社は、原則として料金の変更を実施できるものとします。また、料金を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。なお、提携事業者とは本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者または本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者をいいます。

附則 (2022年11月11日 CNSサ第00983006号)

この改正規定は、2022年12月26日から実施します。